

# ○男鹿地区消防一部事務組合救急業務検討委員会要綱

平成16年10月 1 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日 要綱第 6 号

## (設置)

第 1 条 救急業務の諸問題に関する重要事項についての的確に対応し、救急業務体制の一層の充実強化を図るため、男鹿地区消防一部事務組合救急業務検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会審議事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高規格救急自動車・救急救命資器材等の整備及び運用に関する事項
- (2) 救急隊員の教育に関する事項
- (3) 救急業務関係機関相互の連携に関する事項
- (4) 住民に対する救急知識の普及啓発に関する事項
- (5) その他救急業務の高度化に関し必要な事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長、及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員は、職員の中から消防長が任命する。

## (職務)

第 4 条 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、第 2 条各号に掲げる事項の審議にあたる。

## (会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、過半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

## (持ち回り審議等)

第 6 条 委員長は、委員会の会議を招集する暇がないと認めるときは、委員会の会議に付議すべき事項について持ち回りにより審議させることができる。

## (審議事項の説明)

第 7 条 委員長は、審議に附する事項について、主管課長又は担当者等を

委員会に出席させ説明をさせることができる。

(委員会の意見)

第8条 委員長は、審議の結果を消防長に上申するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、消防本部救急課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は委員長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。